

平成 21 年(行ク)第 1 号 緊急命令の申立て事件

決定

申立人 徳島県労働委員会
被申立人 四國牛乳輸送株式会社

主文

- 1 被申立人は,主被申立人を原告とし,申立人の所属する徳島県を被告とする当庁平成 21 年(行ウ)第 15 号不当労働行為救済命令取消請求事件の判決確定に至るまで,申立人が徳島県労委平成 20 年(不)第 1 号事件について平成 21 年 9 月 10 日付けで発した命令の主文第 1 項及び第 2 項に 1 従わなければならない。
- 2 申立費用は被申立人の負担とする。

理由

1 本件緊急命令の申立ての趣旨及び理由は,別紙 1 (省略) の緊急命令中立書記載のとおりであり,申立人が被申立人に対し履行を求める徳島県労委平成 20 年(不)第 1 号事件についての平成 21 年 9 月 10 日付け命令(以下「本件命令」という。)の主文第 1 項及び第 2 項は,別紙 2 (省略) のとおりである。

2 一件記録によれば,本件命令は,その認定及び判断において正当であり,適法であると認められる。

そして,一件記録によれば,被申立人は,本件命令の命令書写しを受領した後も,今日に至るまで,本件命令主文第 1 項及び第 2 項を履行しておらず,本件命令の取消請求事件の判決が確定するまで不履行の状態が継続した場合,別紙 2 (省略) 記載の X1 らの経済的被害及び団結権の侵害はさらに進行し,他方,一件記録によっても,本件命令を履行させることによって被申立人に著しい損害が生じることは認められないのであるから,緊急命令の必要性があるというべきである。

3 よって,主文のとおり決定する。

平成 21 年 12 月 28 日

徳島地方裁判所第 2 民事部